

(写)

令和7年8月26日

静岡労働局長  
國分 一行 殿

静岡地方最低賃金審議会  
会 長 畑 隆

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月12日付け静労発基 0812 第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった下記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第6号）
- 2 静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第2号）